

平成25年11月定例会 過疎・人権対策特別委員会（付託）

平成25年12月13日（金）

〔委員会の概要〕

来代委員長

ただいまから、過疎・人権対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、去る11月29日開催の本会議において変更がなされ、お手元に御配付の議事次第に記載のとおりとなっております。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

- 「障害」の「害」の「ひらがな表記」に係るパブリックコメントの実施結果について
（資料①）

小谷保健福祉部長

この際、保健福祉部より1点御報告させていただきたく思います。

「障害」の「害」の「ひらがな表記」に係るパブリックコメントの実施結果についてでございます。

資料1を御覧願います。「障害」の「害」の「ひらがな表記」につきましては、本定例会に条例改正案を提案させていただいておりますが、このほど、パブリックコメントの結果について取りまとめましたので、御報告をさせていただくものであります。

県民の皆様からの御意見は全部で13件頂いております。主な意見といたしましては、「害」には、強いマイナスイメージがあり、平仮名にするほうが穏やかとの御意見、また、「害」を変えても「障害者」という言葉は同じ、もろもろの法律も変わらないといった御意見、そのほかにもこの議論を障害福祉施策などにつなげてほしいといった御意見を頂いております。

これらの御意見のほかにも、障害者団体等の御意見や平仮名表記をしている他の道府県の状況、さらには、昨今の人権尊重の流れも踏まえまして、県として平仮名表記に取り組んでまいりたいと考えております。

また、御意見の中にもありましたように、この度の平仮名表記を契機とし、障害福祉施策の一層の充実にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

保健福祉部からの報告事項は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

来代委員長

以上で報告は終わりました。

それでは質疑をどうぞ。

ございませんか。岡委員ないんですか。藤田委員ないですか。

なければ、これをもって質疑を終わります。

次に請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表のとおり、請願1件となっております。

請願第16号「乳幼児医療費助成の拡充について」を審査いたします。

本件について、理事者に説明を求めます。

小谷保健福祉部長

請願第16号につきまして、御説明させていただきます。

①の乳幼児等医療費助成制度の対象年齢につきましては、厳しい経済状況が子育て家庭を直撃していることに鑑み、平成24年10月から対象年齢を小学校修了までに拡大いたしております。

②の自己負担につきましては、厳しい財政状況の下、広く支え合い、将来的にも持続可能な制度とする観点から、一定額の負担をお願いしているところでございます。また、所得制限につきましては、基準が緩やかなため、子育て家庭の保護者の多くがその範囲内となっております。

なお、実施主体であります市町村が現物給付を選択する場合は、市町村の判断を尊重し、助成対象といたしております。

③につきましては、これまでも国に対し、様々な機会を通じまして、乳幼児医療費の負担軽減を要望しているところでございます。

以上でございます。

来代委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、本件については、継続審査と採択との御意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第16号①, ②, ③

来代委員長

これをもって、過疎・人権対策特別委員会を閉会いたします。(10時38分)